

醍醐消防分署害虫防除殺虫作業仕様書

消防局総務部施設課

(担当: 下川・乾 212-6640)

1 件名

醍醐消防分署害虫防除殺虫作業

2 実施場所

醍醐消防分署 ガレージ前グレーチング内 (別図参照)

京都市伏見区醍醐大構町 2 8 TEL571-0474 (担当者: 福谷、松田)

3 履行期日

- (1) 令和 7 年 1 0 月 3 1 日 (金) までに完了すること。
- (2) 作業は、原則として土日祝日を除く平日に実施するものとする。

4 業務内容

- (1) 醍醐消防分署におけるセアカゴケグモの防除殺虫作業を行うもの。
- (2) 受注業者 (以下「業者」という。) は、契約後速やかに、作業予定及び現場責任者等を記載した業務実施計画書を消防局総務部施設課 (以下「施設課」という。) に提出し、承認を得ること。
- (3) 業者は、作業の実施に先立ち施設課と十分な協議を実施するほか、必要に応じ技術員による予備調査を行うものとし、基本的な作業方法は以下のとおりとする。

セアカゴケグモ

- ・ 対象場所の事前調査
- ・ 発生場所への駆除作業

- (4) 使用薬剤は人畜に対する安全性が高いもの及び低臭性のものとし、安全を十分配慮し使用すること。
- (5) 業者は、作業中に器物を破損または紛失することがないように、細心の注意を払って作業を実施するよう、従事者に対する指導・監督を行うこと。
- (6) 死骸、薬剤散布及び作業による汚れの清掃及び後始末は、業者において完全に実施すること。
- (7) その他作業については、実施場所の担当者の指示に従うこと。
- (8) 雨天等により、延期の必要が生じた場合は、施設課担当者と協議すること。

5 実施報告

業者は、作業実施後に各所属にて「害虫防除殺虫作業完了届」 (別紙 1) により完了確認を受け、施設課に報告すること。

6 その他

- (1) 作業実施に関し器物破損等の損害を生じた場合は、業者の費用負担において完全に修復すること。
- (2) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第 1 2 条の 2 第 1 項の規定による建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を有していること。(登録証明書を提出していただきます。)
- (3) 上記の他、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、施設課担当者と協議すること。

別図



令和 7 年 月 日

害虫防除殺虫作業完了届

京 都 市 長 様

業 者 名

代表者名

下記のとおり害虫作業を完了し、確認を受けましたので報告します。

記

作業実施場所	
作業実施日	月 日
所 属 名	
履行確認者押印欄	